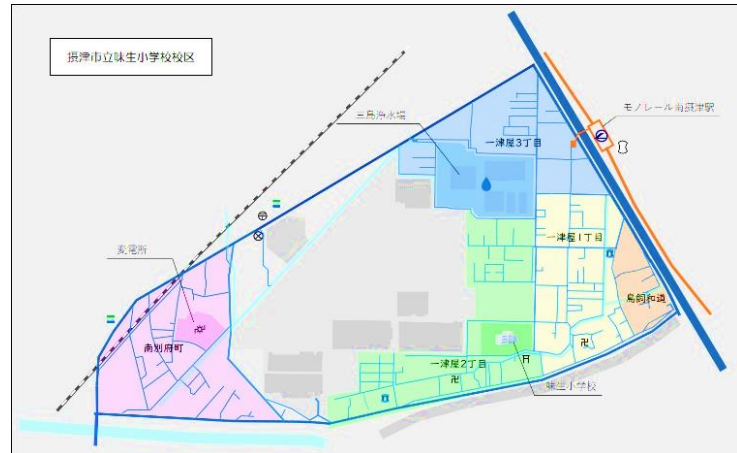


<転入・転出の手続きについて>

《味生小学校校区》

- 一津屋 1 丁目 (黄色の部分)
- 一津屋 2 丁目 (緑の部分)
- 一津屋 3 丁目 (青の部分)
- 鳥飼和道 (オレンジの部分)
- 南別府町 (ピンクの部分)



【転入の手続き】

1. 摂津市役所を訪れてください。
 2. 市役所市民課で転入手続き（摂津市内での引っ越しの場合には住所変更手続き）を済ませて、「学齢通知書」を受け取ってください。
 3. 本校（上記5つの地域）への転入がわかりましたら、本校事務室まで連絡してください。
（電話：06-6349-1853）
 4. 「学齢通知書」と転入前の学校で発行された転出に関する書類（在学証明書・教科書給与証明書）を学校に提出してください。
- ※ 教科書給与証明書をもとに、転入前の学校で使用していた教科書と異なるものだけを取り揃えて、後日お渡しいたします。ただし、3月中の転入の場合はお渡しできません。

【転出の手続き】

まず、味生小学校区内の転居（校区内異動）か、他の学校の校区への転居かをご確認ください（上記校区図をご参照ください）。他の学校の校区への転居の場合、あらかじめ担任までその旨を伝え、以下の手続きをしてください。

・ 市外への転出の場合

転出する日までに、市役所市民課で転出手続きを済ませて、「学齢通知書」を受け取り、本校にご持参ください。本校で転出に関する書類（在学証明書・教科書給与証明書）を発行いたします。その後、転出先の市町村役所（役場）で転入手続きを済ませて、本校からお渡しした書類を転出先の学校にご提出ください。

・ 市内での移動の場合

転居後、速やかに市役所市民課で住居変更手続きを済ませて、味生小学校用と新しく通うことになる学校用の「学齢通知書」を受け取り、本校へご持参ください。本校で転出に関する書類（在学証明書・教科書給与証明書）を発行いたします。その書類を直接転出先の学校へご持参ください。

新しく通うことになる学校での転入の手続きについては、その市町村の役所（役場）または、転出先の学校へお尋ねください。